

今治市困難を抱える家庭の受験支援事業補助金交付要綱

令和 8 年 7 月 28 日 制定

今治市要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、経済的困難を抱える家庭のこどもの進学に向けたチャレンジを後押しし、進学段階における貧困の連鎖を防止するため、大学等の入学試験の受験料及び高等学校又は大学等の受験に係る模擬試験の受験料の一部について、予算の範囲内で今治市困難を抱える家庭の受験支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、今治市補助金交付規則（平成 17 年今治市規則第 53 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学習支援 今治市子どもの学習等支援事業実施要綱第 4 条第 1 号に規定する学習支援をいう。
- (2) 対象中学生 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号。以下「法」という。）第 1 条に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の最終学年に在籍する者であって、学習支援に参加しているものをいう。
- (3) 対象高校生等 次のいずれかに該当し、第 6 条の規定による申請をする日（以下「申請日」という。）において 20 歳未満であるものをいう。
 - ア 法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部の最終学年に在籍する者であって、学習支援に参加しているもの
 - イ 法第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程又は特別支援学校の高等部を卒業した者であって、学習支援に参加しているもの
 - ウ 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省第 1 号）第 8 条に規定する認定試験合格者であって、大学等への進学を目指して学習支援に参加しているもの
- (4) 大学等 法第 1 条に規定する大学及び高等専門学校（4 年次への編入に限る。）並びに同法第 124 条に規定する専修学校（専門課程に限る。）をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、申請日において次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象中学生又は対象高校生等（以下「対象学生等」という。）の父、母その他対象学生等を養育する者であって、対象学生等を監護し、かつ、生計を同じくするもの

(2) 次のいずれかに該当する者

ア ひとり親家庭の親及び養育者家庭の養育者であって、申請する月の属する年の前年（4月から5月末までに申請をする場合にあっては、前々年）分の所得が、児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にある者（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）

イ アに規定している者以外の者であって、対象学生等と同一の世帯に属する者（当該対象学生等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象学生等と生計を同じくするものを含む。）が申請する月の属する年度（4月から5月までに申請する場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。）は課されていない世帯（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）

(3) 今治市内に住所を有する者

(4) 今治市税の滞納がない者

(5) 今治市暴力団排除条例（平成22年条例第50号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

2 前項の規定にかかわらず、同一の対象学生等について補助対象者となることができる者が世帯に2人以上いる場合は、世帯主又は対象学生等の主たる生計を維持する者のいずれか1人を補助対象者とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、同項の要件を満たす者に準じると認める者を補助対象者とすることができる。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定める大学等受験料及び模擬試験受験料であって、令和8年8月1日以後に支払ったものとする。

2 大学等受験又は模擬試験受験の取消し等により払い戻しがあつた受験料については、補助の対象としない。

（補助限度額及び補助金の額）

第5条 補助限度額は、別表のとおりとする。

2 補助金の額は、別表に定める補助対象経費の区分ごとに実支出額と補助限度額とを比較し、いずれか少ない方の額の合計とする。

- 3 他の補助金等と重複して本補助金の交付を受けることはできないものとし、他の補助金等の交付決定を受けた補助対象経費については、前項の実支出額から当該交付決定額を除いて補助金の額を算出するものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費の支払日の属する年度の市長が別に定める日までに、今治市困難を抱える受験支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、対象学生等1人につき、一の年度において1回を限度とする。

（補助金の交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の申請書兼請求書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、適当と認めたときは、補助金を交付する。

- 2 市長は、審査の結果、補助金の交付が不適當であると認めたときは、今治市困難を抱える受験支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第2号）により、その旨を交付申請者に通知するものとする。この場合において、前条の規定により提出された請求書は、その提出がなかったものとみなす。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付申請者が次のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽り或其他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金の交付の決定を受けた後に、補助の対象となった受験料について、払い戻し又は他の補助金等の交付決定を受けたとき。
- （3） その他市長が補助することが適当でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消したときは、既に交付されている補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月1日から施行する。

別表（第4条、第5条関係）

区分	補助対象経費	補助限度額
大学等受験料	対象高校生等が受験する大学等の受験料（大学入学共通テスト検定料を含む。）	100,000 円
模擬試験受験料	対象中学生が高等学校を受験するために受ける模擬試験の受験料	6,000 円
	対象高校生等が大学等を受験するために受ける模擬試験の受験料	8,000 円

備考

- 1 大学等受験料及び模擬試験受験料には、成績通知手数料及び振込手数料を含まない。